第九十五条の三・第九十五条の四　（略）

（業務課の所掌事務）

第九十九条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　管区気象台の所掌事務に関する実施計画に関すること（危機管理調整官及び情報セキュリティ管理官の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

（気象防災部に置く課等）

第百条　気象防災部に、次に掲げる課及びセンターを置く。

防災調査課

予報課（東京管区気象台を除く。）

観測課（東京管区気象台を除く。）

地震火山課（東京管区気象台を除く。）

通信課（大阪管区気象台に限る。）

地球環境・海洋課

技術課（東京管区気象台に限る。）

地域火山監視・警報センター（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）

（予報課の所掌事務）

第百二条　予報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二・三　（略）

2　管区気象台（大阪管区気象台を除く。）の予報課は、前項各号に掲げる事務のほか、気象通信に関する事務をつかさどる。

3　大阪管区気象台の予報課は、第一項各号に掲げる事務のほか、気象通信により収集した気象、地象及び水象の観測の成果及び情報の整理に関する事務をつかさどる。

（沖縄気象台の危機管理調整官）

第百九条の二　沖縄気象台に、危機管理調整官一人を置く。

2　危機管理調整官は、沖縄気象台の所掌事務に係る実施計画に関する事務のうち危機管理に関するものの企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（情報セキュリティ管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（沖縄気象台の情報セキュリティ管理官）

第百九条の三　沖縄気象台に、情報セキュリティ管理官一人を置く。

2　情報セキュリティ管理官は、沖縄気象台の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の確保及び情報システムの最適化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百九条の四～第百九条の六　（略）

（沖縄気象台に置く課）

第百十条　沖縄気象台に、次の八課を置く。

総務課

会計課

第九十五条の四・第九十五条の五　（略）

（業務課の所掌事務）

第九十九条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　管区気象台の所掌事務に関する実施計画に関すること（危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

（気象防災部に置く課等）

第百条　気象防災部に、次に掲げる課及びセンターを置く。

防災調査課

予報課（東京管区気象台を除く。）

観測課（東京管区気象台を除く。）

地震火山課（東京管区気象台を除く。）

通信課（東京管区気象台を除く。）

地球環境・海洋課

技術課（東京管区気象台に限る。）

地域火山監視・警報センター（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）

（予報課の所掌事務）

第百二条　予報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　気象通信により収集した気象、地象及び水象の観測の成果及び情報の整理に関すること。

三・四　（略）

（新設）

（沖縄気象台の危機管理調整官）

第百九条の二　沖縄気象台に、危機管理調整官一人を置く。

2　危機管理調整官は、沖縄気象台の所掌事務に係る実施計画に関する事務のうち危機管理に関するものの企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

第百九条の三～第百九条の五　（略）

（沖縄気象台に置く課）

第百十条　沖縄気象台に、次の九課を置く。

総務課

会計課